

福局二消（総）第9号
令和5年4月5日

福岡国税局間税会連合会
会長 中野 文治 殿

福岡国税局長 高橋 俊一



業務センターへの郵送等に関するお願いについて

税務行政につきましては、日頃から御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、福岡国税局では、令和3年7月から、専担部署（業務センター）で複数の税務署の内部事務を集約処理する「内部事務のセンター化」を進めており、令和8年の全署実施へ向けて、センター化の対象となる税務署（以下「対象署」といいます。）を順次拡大しております。

対象署の申告書や申請書等は業務センターで処理することとしており、そのため、納税者や税理士の皆様には、申告書等の書面を送付される際には、業務センターに郵送していただくようお願いしております。

つきましては、別添「福岡国税局からの重要なお知らせ（チラシ）」の内容を貴会の会員の皆様に対し、御周知いただきますようお願い申し上げます。

引き続き、税務行政に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。